

○ 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について（昭和37年8月15日37農経A第5612号農林水産事務次官依命通知）」の一部改正新旧対照表（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別記 様式1</p> <p style="text-align: center;">[災害名] についての農業被害認定書</p> <p>農 業 者 住 所 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）</p> <p><u>イ</u> 果樹栽培の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <u>ロ・ハ</u>（略）</p> <p>[災害名] による頭書農業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 <u>（削る）</u></p> <p>（注）</p> <p><u>1.</u> 「<u>ロ</u> 減収被害」の桑については、それぞれ通常収納しうると見込まれる繭の収量で算出すること。</p> <p><u>2.</u> （略）</p> <p><u>3.</u> 「<u>ハ</u> 樹体被害」の果樹，茶樹又は桑樹の2以上が樹体被害を受けた場合は，果樹，茶樹又は桑樹の別に区分してそれぞれ合計すること。 なお、樹体被害の認定については、別紙を参考とされたい。</p> <p><u>4・5</u> （略）</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center;">[災害名] についての林業被害認定書（林産物の場合）</p> <p>林 業 者 住 所 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）</p>	<p>別記 様式1</p> <p style="text-align: center;">[災害名] についての農業被害認定書</p> <p>農 業 者 住 所 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）</p> <p><u>イ・ロ</u> （略）</p> <p>[災害名] による頭書農業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p> <p>（注）<u>1.</u> 果樹栽培者には，農業者の左肩に果樹栽培者たることを示す<u>（果）</u>印を附すること。</p> <p><u>2.</u> 「<u>イ</u> 減収被害」の桑については、それぞれ通常収納しうると見込まれる繭の収量で算出すること。</p> <p><u>3.</u> （略）</p> <p><u>4.</u> 「<u>ロ</u> 樹体被害」の果樹，茶樹又は桑樹の2以上が樹体被害を受けた場合は，果樹，茶樹又は桑樹の別に区分してそれぞれ合計すること。 なお、樹体被害の認定については、別紙を参考とされたい。</p> <p><u>5・6</u> （略）</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center;">[災害名] についての林業被害認定書（林産物の場合）</p> <p>林 業 者 住 所 氏 名（又は名称及び代表者の氏名）</p>

(表略)

災害名 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名 (削る)

(以下略)

様式3

災害名 についての林業被害認定書 (施設の場合)

林 業 者 住 所
氏 名 (又は名称及び代表者の氏名)

(表略)

災害名 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名 (削る)

(以下略)

様式4

災害名 についての漁業被害認定書 (水産物の場合)

漁 業 者 住 所
氏 名 (又は名称及び代表者の氏名)

(表略)

災害名 による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

(表略)

災害名 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

(以下略)

様式3

災害名 についての林業被害認定書 (施設の場合)

林 業 者 住 所
氏 名 (又は名称及び代表者の氏名)

(表略)

災害名 による頭書林業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

(以下略)

様式4

災害名 についての漁業被害認定書 (水産物の場合)

漁 業 者 住 所
氏 名 (又は名称及び代表者の氏名)

(表略)

災害名 による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

(削る)

(以下略)

様式 5

災害名 についての漁業被害認定書 (施設の場合)

漁業者 住所
氏名 (又は名称及び代表者氏名)

(表略)

災害名 による頭書漁業者の被害は、上記の通りであることを認定する。

年 月 日

市町村長 氏 名

(削る)

(以下略)

様式 6

災害名 についての組合被害認定書

被害組合 住所
組合名

(表略)

平成 年 月 日

市町村長 氏 名

印

(以下略)

様式 5

災害名 についての漁業被害認定書 (施設の場合)

漁業者 住所
氏名 (又は名称及び代表者の氏名)

(表略)

災害名 による頭書漁業者の被害は、上記のとおりであることを認定する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名

印

(以下略)

様式 6

災害名 についての組合被害認定書

被害組合 住所
組合名

(表略)

災害名 による頭書被害組合の被害は、上記のとおりであることを認定する。

年 月 日

知 事 氏 名 (削る)

様式7

番 号
年 月 日

特別被害地域指定協議書

農 林 水 産 大 臣 殿

知 事 名 (削る)

(以下略)

災害名 による頭書被害組合の被害は、上記のとおりであることを認定する。

平成 年 月 日

知 事 氏 名 印

様式7

番 号
年 月 日

特別被害地域指定協議書

農 林 水 産 大 臣 殿

知 事 名 印

(以下略)

附 則 (令和3年3月26日付け2経営第3379号)

1. この改正は、令和3年4月1日から適用する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第5 支援基金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 会議所は、毎年度、別記様式第1号により、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に農林水産大臣に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 会議所は、毎年度、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業について、別記様式第2号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>3 会議所は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画変更承認申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 会議所は、利子助成金交付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>5 会議所は、利子助成金交付事業が完了した場合には、別記様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、当該事業が完了した日から3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第5の1関係）</p> <p style="text-align: center;">年度 認定農業者等経営支援基金管理計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p>	<p>第5 支援基金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 会議所は、毎年度、別記様式第1号により、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に<u>正副2部</u>を農林水産大臣に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 会議所は、毎年度、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業について、別記様式第2号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に<u>正副2部</u>を農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>3 会議所は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画変更承認申請書<u>正副2部</u>を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 会議所は、利子助成金交付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業の遂行状況を記載した書類<u>正副2部</u>を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>5 会議所は、利子助成金交付事業が完了した場合には、別記様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、当該事業が完了した日から3か月以内に<u>正副2部</u>を農林水産大臣に提出するものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第5の1関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度 認定農業者等経営支援基金管理計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p>

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 (削る)

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 印

(略)

(略)

別記様式 第2号 (第5の2関係)

別記様式 第2号 (第5の2関係)

年度 認定農業者等経営支援基金管理運用実績報告書
番 号
年 月 日

令和 年度 認定農業者等経営支援基金管理運用実績報告書
番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 (削る)

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 印

(略)

(略)

別記様式 第3号 (第5の3関係)

別記様式 第3号 (第5の3関係)

年度 認定農業者等経営支援基金管理計画変更承認申請書
番 号
年 月 日

令和 年度 認定農業者等経営支援基金管理計画変更承認申請書
番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 (削る)

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長 印

年 月 日付け経営第号で承認の通知があった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱第5の3の規定に基づき承認を申請する。

令和 年 月 日付け経営第号で承認の通知があった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱第5の3の規定に基づき承認を申請する。

(略)

(略)

<p>別記様式 第4号（第5の5関係）</p> <p>認定農業者等経営支援基金に係る利子助成金交付事業完了実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 一般社団法人全国農業会議所会長 <u>（削る）</u></p> <p>（略）</p>	<p>別記様式 第4号（第5の5関係）</p> <p>認定農業者等経営支援基金に係る利子助成金交付事業完了実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 一般社団法人全国農業会議所会長 <u>印</u></p> <p>（略）</p>
---	--

附 則 （令和3年3月26日2経営第3379号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知のによる改正前の別記様式第1号から第4号まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>様式1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定申請書</p> <p>○○（都道府）県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 <u>（削る）</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>様式1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定申請書</p> <p>○○（都道府）県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>（以下略）</p>
<p>様式3</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">○○（都道府）県知事 <u>（削る）</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>様式3</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">○○（都道府）県知事 印</p> <p>（以下略）</p>
<p>様式4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○（都道府）県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">公庫又は融資機関の代表者 <u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について</p> <p>（以下略）</p>	<p>様式4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○（都道府）県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">公庫又は融資機関の代表者 印</p> <p style="text-align: center;">農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について</p> <p>（以下略）</p>

様式 5

番 号
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 殿

〇〇（都道府）県知事 （削る）

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付けで〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。
（なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、
年 月 日現在 円であるので、申し添える。）

（以下略）

様式 6

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

〇〇（都道府）県知事 殿

住 所
氏 名 （削る）

（以下略）

別添（様式 6 附属）

（略）

1・2 （略）

3 計画期間
年 月 日 ～ 年 月 日

4・5 （略）

様式 5

番 号
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 殿

〇〇（都道府）県知事 印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付けで〇〇〇（申請者名）から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。
（なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、
令和 年 月 日現在 円であるので、申し添える。）

（以下略）

様式 6

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

〇〇（都道府）県知事 殿

住 所
氏 名 印

（以下略）

別添（様式 6 附属）

（略）

1・2 （略）

3 計画期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4・5 （略）

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年 度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	
初年度 (年度)					
2 年目 (年度)					
3 年目 (年度)					
4 年目 (年度)					
5 年目 (年度)					
~~~~~					
最終年度 ( 年度)					
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間			年 月 日 ~ 年 月 日		

(以下略)

様式 7

農業改良資金利子補給契約申込書

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第9条及び農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）第2条の規定に基づき、農業改良資金利子補給契約約款を承諾の上、 年度において当公庫が貸し付ける農業改良資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年 度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	
初年度 (R 年度)					
2 年目 (R 年度)					
3 年目 (R 年度)					
4 年目 (R 年度)					
5 年目 (R 年度)					
~~~~~					
最終年度 (R 年度)					
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間			年 月 日 ~ 年 月 日		

(以下略)

様式 7

農業改良資金利子補給契約申込書

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第9条及び農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）第2条の規定に基づき、農業改良資金利子補給契約約款を承諾の上、令和 年度において当公庫が貸し付ける農業改良資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 (削る)

記

- 1 政府の利子補給に係る農業改良資金の 年度における貸付予定額 円
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 年度貸付けに係る同年度以降15年度間における支給予定額の総額 円
 - (2) 年4月1日から翌年3月31日までの期間における貸付けに係る利子補給金の 年度における支給予定額の総額 円

様式8

年度第 四半期及び第 四半期における資金の調達実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

公庫の代表者 (削る)

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(2)の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの期間における貸付けに係る資金の調達実績について、下記のとおり報告します。
(以下略)

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

記

- 1 政府の利子補給に係る農業改良資金の令和 年度における貸付予定額 円
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
 - (1) 令和 年度貸付けに係る同年度以降15年度間における支給予定額の総額 円
 - (2) 令和 年4月1日から翌年3月31日までの期間における貸付けに係る利子補給金の令和 年度における支給予定額の総額 円

様式8

令和 年度第 四半期及び第 四半期における資金の調達実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

公庫の代表者 印

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(2)の規定に基づき、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間における貸付けに係る資金の調達実績について、下記のとおり報告します。
(以下略)

別記3様式1

年度（上期・下期）農業改良資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 (削る)

農業改良資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日までの支給期間に係る農業改良資金の利子補給金円の交付を申請する。なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。

記

- 1 年度期農業改良資金利子補給金 円
- 2 農業改良資金利子補給金計算書
別紙のとおり

(別紙) [別記3様式1 附属]

農業改良資金利子補給金計算書（支給期間・ 年 月 日～ 年 月 日）

(以下略)

別記3様式2

農業改良資金貸付実行報告書
（ 年度 期分）

別記3様式1

令和 年度（上期・下期）農業改良資金利子補給金交付申請書（兼支払請求書）
（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

農業改良資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの支給期間に係る農業改良資金の利子補給金円の交付を申請する。なお、併せて利子補給金 円の支払を請求する。

記

- 1 令和 年度期農業改良資金利子補給金 円
- 2 農業改良資金利子補給金計算書
別紙のとおり

(別紙) [別記3様式1 附属]

農業改良資金利子補給金計算書（支給期間・令和 年 月 日～ 年 月 日）

(以下略)

別記3様式2

農業改良資金貸付実行報告書
（令和 年度 期分）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 (削る)

農業改良資金利子補給契約約款第7条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 (略)
- 2 利子補給金見込額

		第1四半 期融資分 に係る利 子補給金	第2四半 期融資分 に係る利 子補給金	第3四半 期融資分 に係る利 子補給金	第4四半 期融資分 に係る利 子補給金	年度合計
年度	当該年度	円	円	円	円	円
2年度目	2年度目					
3年度目	3年度目					
4年度目	4年度目					
5年度目	5年度目					
6年度目	6年度目					
7年度目	7年度目					
8年度目	8年度目					
9年度目	9年度目					
10年度目	10年度目					
11年度目	11年度目					
12年度目	12年度目					
13年度目	13年度目					
14年度目	14年度目					
15年度目	15年度目					
合 計						

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

農業改良資金利子補給契約約款第7条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 (略)
- 2 利子補給金見込額

		第1四半 期融資分 に係る利 子補給金	第2四半 期融資分 に係る利 子補給金	第3四半 期融資分 に係る利 子補給金	第4四半 期融資分 に係る利 子補給金	年度合 計
令和 2年度	当該年度	円	円	円	円	円
令和 3年度目	2年度目					
令和 4年度目	3年度目					
令和 5年度目	4年度目					
令和 6年度目	5年度目					
令和 7年度目	6年度目					
令和 8年度目	7年度目					
令和 9年度目	8年度目					
令和 10年度目	9年度目					
令和 11年度目	10年度目					
令和 12年度目	11年度目					
令和 13年度目	12年度目					
令和 14年度目	13年度目					
令和 15年度目	14年度目					
合 計	15年度目					

(参考様式 1)

年度 期貸付実行報告明細書

(以下略)

別記 3 様式 3

農業改良資金貸付条件等変更報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

(削る)

(以下略)

別記 3 様式 4

年度 期農業改良資金回収状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

(削る)

農業改良資金利子補給契約約款第 8 条の規定により、
回収状況を下記のとおり報告する。 年度 期分の

(参考様式 1)

令和 年度 期貸付実行報告明細書

(以下略)

別記 3 様式 3

農業改良資金貸付条件等変更報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

印

(以下略)

別記 3 様式 4

令和 年度 期農業改良資金回収状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

印

農業改良資金利子補給契約約款第 8 条の規定により、
分の回収状況を下記のとおり報告する。 令和 年度 期

(単位：千円)

貸付 年度	年度 期 期末貸付残高 (延滞額を除く)	年度 期 期末貸付残高 (延滞額を除く)	年度 期償還額			期末延滞額 元本額	左のうち 当期分 延滞額	年度償還額 合計	年度貸倒 償却額	うち直接 償却額	うち部分 直接償却 額
			約定	繰上	計						

別記 3 様式 5

農業改良資金事業完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 (削る)

(以下略)

別記 3 様式 6

年度農業改良資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 (削る)

年度に係る農業改良資金の融資事業が終了したので、農業改良資金利
子補給契約約款第10条の規定により、別紙のとおり報告する。

(単位：千円)

貸付 年度	<u>令和</u> 年度 期 期末貸付残高 (延滞額を除く)	<u>令和</u> 年度 期 期末貸付残高 (延滞額を除く)	<u>令和</u> 年度 期償還額			期末延滞額 元本額	左のうち 当期分 延滞額	<u>令和</u> 年度償還額 合計	<u>令和</u> 年度貸倒 償却額	うち直接 償却額	うち部分 直接償却 額
			約定	繰上	計						

農業改良資金事業完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

(以下略)

別記 3 様式 6

令和 年度農業改良資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 印

令和 年度に係る農業改良資金の融資事業が終了したので、農業改良資
金利子補給契約約款第10条の規定により、別紙のとおり報告する。

(別 紙) [別記3様式6 附属]

年度農業改良資金に係る利子補給実績計算書 (期間 年
4月1日～ 年3月31日)

(以下略)

別記4

平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

第1 (略)

第2 貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る報告

都道府県は、貸付事業の終了の日後において、支払を受けた貸付金の償還金額等については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の6月30日までに、〇〇年度農業改良資金償還金受領額報告書(別記4様式2)を地方農政局長に提出しなければならない。

第8 償還終了の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付事業の終了後において、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したときは、2カ月以内に農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書(別記4様式5)を地方農政局長に提出しなければならない。

別記4様式2 (別記4第2関係)

年度農業改良資金償還金受領額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて

(北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長)

(別 紙) [別記3様式6 附属]

令和 年度農業改良資金に係る利子補給実績計算書 (期間 令和
年4月1日～令和 年3月31日)

(以下略)

別記4

平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

第1 (略)

第2 貸付事業の終了後に支払を受けた貸付金の償還金に係る報告

都道府県は、貸付事業の終了の日後において、支払を受けた貸付金の償還金額等については、その支払を受けた貸付金の償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の6月30日までに、令和〇〇年度農業改良資金償還金受領額報告書(別記4様式2) 正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第8 償還終了の報告

都道府県は、農業改良資金の貸付事業の終了後において、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したときは、2カ月以内に農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書(別記4様式5) 正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

別記4様式2 (別記4第2関係)

令和 年度農業改良資金償還金受領額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 あて

(北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長)

〇〇（都道府）県知事 氏 名 （削る）

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、年度における農業改良資金に係る償還金は円です。

（以下略）

別添（別記4様式2附属）

- 1 （略）
- 2 年度別償還予定額等

		約定額(円)	延滞額(円)	合計(円)
年度末貸付残高				
内 訳	次年度以降の年度別償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			
	年度償還予定額			

〇〇（都道府）県知事 氏 名 印

このことについて、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、令和年度における農業改良資金に係る償還金は円です。

（以下略）

別添（別記4様式2附属）

- 1 （略）
- 2 年度別償還予定額等

		約定額(円)	延滞額(円)	合計(円)
年度末貸付残高				
内 訳	次年度以降の年度別償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			
	<u>令和</u> 年度償還予定額			

	随時償還（延滞額）			
	その他（延滞額）			

（注1）延滞額について、①毎年度の償還予定額に組み込んでいる場合は「 年度償還予定額」欄に記載し、②毎年度の償還予定額に組み込んでいない場合は「随時償還（延滞額）」欄に記入する。また、回収見込がない、徴収を停止している等の場合は「その他（延滞額）」欄に記入し、合計額欄にその旨を記載する。

（注2）「 年度償還予定額」欄は、必要に応じて行を追加して記載する。

別記4様式3（別記4第5関係）

年度農業改良資金納付金の通知について

番 年 月 号 日

地方農政局長 あて
 （北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長）

〇〇（都道府）県知事 （削る）

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項に規定する納付金を、下記のとおり納付するので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定に基づき通知します。

記

1 納付金額 円

内 訳（記載例）

① 年度に支払を受けた貸付金の償還金に係る納付金 円
 [計算式] ア × イ = 円
 ア 年度に支払いを受けた償還金の額 円
 イ（略）

	随時償還（延滞額）			
	その他（延滞額）			

（注1）延滞額について、①毎年度の償還予定額に組み込んでいる場合は「令和 年度償還予定額」欄に記載し、②毎年度の償還予定額に組み込んでいない場合は「随時償還（延滞額）」欄に記入する。また、回収見込がない、徴収を停止している等の場合は「その他（延滞額）」欄に記入し、合計額欄にその旨を記載する。

（注2）「令和 年度償還予定額」欄は、必要に応じて行を追加して記載する。

別記4様式3（別記4第5関係）

令和 年度農業改良資金納付金の通知について

番 年 月 号 日

地方農政局長 あて
 （北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長）

〇〇（都道府）県知事 印

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項に規定する納付金を、下記のとおり納付するので、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定に基づき通知します。

記

1 納付金額 円

内 訳（記載例）

① 令和 年度に支払を受けた貸付金の償還金に係る納付金 円
 [計算式] ア × イ = 円
 ア 令和 年度に支払いを受けた償還金の額 円
 イ（略）

② (略)
(以下略)

2 納付時期 年 月 日ごろ

(以下略)

別記4様式5 (別記4第8関係)

農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書について

番 号
年 月 日

地方農政局長 宛

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

〇〇 (都道府) 県知事 (削る)

農業改良資金について、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したので、農業改良資金制度運用基本要綱 (平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知) 別記4の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 貸付金等の償還がすべて終了した年月日 年 月 日

(以下略)

② (略)
以下略)

2 納付時期 令和 年 月 日ごろ

(以下略)

別記4様式5 (別記4第8関係)

農業改良資金の貸付金等の償還終了に係る報告書について

番 号
年 月 日

地方農政局長 宛

〔北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長〕

〇〇 (都道府) 県知事 印

農業改良資金について、支払を受けるべき貸付金等の償還がすべて終了したので、農業改良資金制度運用基本要綱 (平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知) 別記4の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 貸付金等の償還がすべて終了した年月日 令和 年 月 日

(以下略)

附 則 (令和3年3月26日2経営第3379号)

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1587 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 7 報告等</p> <p>1 事業実施主体は、平成 28 年度以降毎年度、別記様式第 1 号により、当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に経営局長に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、本事業が完了するまで毎年度、別記様式第 2 号により当該年度の利子助成金等交付実績報告書を作成し、当該年度終了後 3 か月以内に経営局長に提出するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別記様式 第 1 号（第 7 の 1 関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第 7 報告等</p> <p>1 事業実施主体は、平成28年度以降毎年度、別記様式第 1 号により、当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に<u>正副 2 部</u>を経営局長に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、本事業が完了するまで毎年度、別記様式第 2 号により当該年度の利子助成金等交付実績報告書を作成し、当該年度終了後 3 か月以内に<u>正副 2 部</u>を経営局長に提出するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別記様式 第 1 号（第 7 の 1 関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

<p>別記様式 第2号 (第7の2関係)</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金等交付実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>(削る)</u> (略)</p>	<p>別記様式 第2号 (第7の2関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度利子助成金等交付実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>印</u> (略)</p>
<p>別記様式 第3号 (第7の3関係)</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金等交付計画変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>(削る)</u> (略)</p>	<p>別記様式 第3号 (第7の3関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度利子助成金等交付計画変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 <u>印</u> (略)</p>

附 則 (令和3年3月26日2経営第3379号)

- この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
3. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。